

令和3年度 小樽商科大学「学生支援給付金」 募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、学資負担者の収入減少や、アルバイト先が休業するなどの理由で収入が激減し、経済的に困窮している学生に対する経済支援として、本学の大学生協で利用できる学生証 IC カード（電子マネー）のチャージにより食費の補助を行う。

2. 対象学生

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済的に困窮している学生のうち、以下のいずれかに該当する本学の学生（正規生）を対象とする。

- (1) 日本学生支援機構の給付奨学金または第一種奨学金を受給中の者
- (2) 令和3年度前期に授業料免除または授業料徴収猶予を申請している者
- (3) 本給付金の申請期限までに、家計急変により日本学生支援機構給付型奨学金に申請する者

3. 給付金額

給付金額は、学生1人あたり1万円とする。ただし、申請者数の状況等により、給付金額を増額することがある。

4. 審査方法

申請に基づき学長が決定する。

5. 申請手続き

受給を希望する本学学生は、「小樽商科大学 学生支援給付金 申請書」に必要事項を記載の上、申請するものとする。

その他、必要な書類があれば大学から申請書に記載の連絡先に連絡するため、速やかに対応に応じること。

6. 申請期限

申請期限は令和3年6月25日（金）【必着】とする。

7. 給付方法・時期

給付決定後、小樽商科大学生活協同組合の組合員である学生には、令和3年7月中に、大学生協から web 上で学生証 IC カードへのチャージを行う。非組合員である学生には、本学から送付する支給決定通知書を令和3年7月末までに持参の上、大学生協（大学会館2階の購買）の担当者に直接申し出ることにより、学生証 IC カードへチャージを行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、北海道の外出自粛が続く場合は、チャージする時期を別に設けることがある。

8. その他

本給付金の使途について、おって確認する場合がありますので、留意すること。

また、本給付金の申請または受給に関して不正があった場合は、返還を求めるとともに、「小樽商科大学学生懲戒規程」及び「学生の懲戒処分に関する指針」に基づき、懲戒又は教育的措置をとることがあるので注意すること。